

(案)

分介発 第 号
平成23年4月13日

社会保障審議会
会 長 大森 彌 殿

介護給付費分科会
分科会長 大森 彌

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の制定について（報告）

平成23年4月13日厚生労働省発老0413第2号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記について、当分科会は審議の結果、諮問のとおり制定することを了承するとの結論を得たので報告する。

なお、今回制定する基準は、東日本大震災に対処するための特例措置であり、この限りの取扱いとするべきである。